市民情報提供資料
企画財務部企画政策課

武蔵村山市行政評価委員会からの行政評価の評価結果に対する意見について

平成３０年度における行政評価については、事務事業等の所管課における一次評価及び庁内に設置した行政評価会議における二次評価の結果について、必要に応じて学識経験者、企業経営分野等に関し識見を有する者及び公募による市民で構成する武蔵村山市行政評価委員会から意見を求めることとしており、この度、同委員会から別添のとおり意見をいただきましたので、お知らせします。

なお、この意見については、予算編成上の資料として活用するほか、今後の事務事業等の在り方の検討に資することとしています。

平成３１年３月２６日

武蔵村山市長
　　藤　野　　勝　　様

武蔵村山市行政評価委員会
　　委員長　坂　野　達　郎

行政評価の評価結果に対する意見について

武蔵村山市行政評価委員会設置要綱（平成２８年武蔵村山市訓令（乙）第１４７号）第２条の規定に基づき、市長から求めのあった行政評価の評価結果について、別紙のとおり意見を述べます。

なお、当委員会では、同要綱第１条のとおり、行政評価の公正性及び客観性を確保するため、市民の視点から審議を行ったものです。

これらの事務事業等について見直しを行う場合においては、当委員会の意見を踏まえつつ、市民の立場に立って実施されるよう申し添えます。

【平成３０年度行政評価の評価結果に対する意見一覧】

No.	事　務　事　業　等
1	市民まつり開催事業
2	福祉会館運営事業（入浴サービス事業及び送迎サービス事業）
3	子どもカフェ運営事業
4	乗合タクシー運行事業
5	郷土芸能の保存及び育成に関する事業
6	成人式開催事業
7	施策「スポーツ・レクリエーション活動の充実」

第2号様式（第４条関係）

事　務　事　業　評　価　調　書

平成30年度行政評価（シート１）

所管部課名	協働推進 部　観光 課	作成日	平成30年7月24日	No.	3
作成責任者(課長)氏名	岡野　佳子	作成者氏名	瀬谷　崇	電話	224

事務事業名	市民まつり開催事業							
開始時期	□昭和 ☑平成 18 年 10 月 □不詳	区分	□主要事業　☑実施計画事業　□その他					
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他	（　　）	1：義務規定 2：できる規定 3：方法等の規定
	法令等の名称							
事務事業の種類	□法定受託事務　（ □第１号法定受託事務　□第２号法定受託事務 ）							
	☑自治事務　（ □国庫補助対象　□都補助対象　☑市単独 ）							
	補助の内容(補助率等)	武蔵村山市民まつり実行委員会に対して会場設営経費等の一部を補助する。（上限額は1,600万円）						
事務事業の概要	対象：何/誰に対して	市民及び市外の方						
	手段(全体概要)：どういった方法（内容）で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	□直営	□委託	☑ 市民協働・ボランティア	□ 補助・助成等	□その他（　　）	
		武蔵村山市民まつり実行委員会を組織し、市民との協働により市民まつりを開催する。 実行委員会は、各団体から選出された委員及び公募委員で組織し、市民まつりの企画・立案及びその円滑な運営を行うことを目的に市民まつり実施の基本方針、役員の選任、決算等を審議する。						
	意図：どのような状態にすることを目指すのか	自分の住むまちに愛着と誇りを持ってもらい、自らが考え行動し、市民まつりを通じて本市のよさを再認識、再発見してもらうとともに、地域の特性を明確に示し、地域活力を充実させることを目的とする。						
	実施結果：どうなったのか (29年度実績)	第１２回村山デエダラまつり 開催日：10月２１日（土）・２２日（日）、会場：真如苑プロジェクト用地（榎一丁目） 来場者数：約8,000人（２２日荒天中止）、協力団体・機関：７０団体・機関、協賛：２０５件、飲食販売コーナー：５１件、展示即売PRコーナー：７４件						
類似事業の有無	□あり	実施部課(団体)名						
	☑なし	類似事業名						
事業環境の変化	認知度の向上から年々、来場者数が増加しており、警備等に掛かる経費も増加している。							
他市等の状況	総論 ※２６市等の状況	近隣市においても実行委員会を組織して実施しているが、市民が自ら創り上げていく市民まつりとして、市民参加型・広域連携型・発展進化型の形態によりイベントを実施しているのは本市のみである。						
	東大和市	うまかんべぇ～祭：地域住民の交流と東大和市の魅力ある食文化をいかし、地域社会を元気にすることを目的に平成24年度から開催している（事務局：東大和市、実行委員数22人、市補助金390万円）。						
	立川市	立川よいと祭り：市民相互のふれあいと交流を深め郷土意識を高めることを目的として平成元年から開催している（事務局：立川市地域文化振興財団、実行委員数41人、市補助金500万円）。						
市民・議会等からの意見								

【評価指標】		指標名	単位	説明・計算式
活動指標	①	協力団体・機関数	団体	実行委員会構成団体等を含む。
	②	協賛件数	件	企業、商店、団体等
成果指標	①	来場者数	人	
	②	出店数	件	

費用・成果の推移		平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算	備考
事業費(千円)		16,000	16,000	16,000	
	うち一般財源	16,000	16,000	16,000	
所要人員(人)		2.58	2.58	2.58	
総コスト(千円)		37,861	37,761	37,841	
活動指標	①	70 団体	70 団体	70 団体	
	②	263 件	205 件	250 件	
成果指標	①	67,000 人	8,000 人	70,000 人	平成２９年度は、荒天のため１日のみの開催
	②	126 件	125 件	125 件	

（日本工業規格Ａ列4番）

一次評価		
必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	（説明）　□適切である　☑不適切な点がある 村山デエダラまつりは、武蔵村山市商工会が開催していた産業まつりに代わり、観光要素を取り入れた市民が自ら創り上げていくイベントとして開催しているが、実行委員会のみで開催するには事業規模が大きく、市（事務局）への負担が大きくなっている。	
有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 本事業は、「新しい〝武蔵村山〟の創造」をメインテーマに開催するとともに、本市の伝統、文化、自然などの素晴らしさを再認識し、地域の活性化と観光の振興を図る視点から実施しており、市内外に向けて本市の魅力を大いに発信している。	
手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	（説明）　□見直しの余地はない（ほとんどない）　☑見直しの余地がある 「〝見る〟まつりから〝参加する〟まつりへ」をスローガンに、市民主体の事業に転換した経緯があるが、市民が主体となって実施できる規模や範囲を超えており、市（事務局）への負担が大きいことから、実施方法には見直しの余地がある。	
効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	（説明）　□効率的である　☑非効率な点がある 広告収入や協賛金の増加に向けて新たな演出に努めているものの、まつりの規模が大きく、掛かる経費も大きいことから事業内容を見直し、設営経費等の縮減を図る必要がある。また、多くの費用が掛かっている事務局職員の時間外勤務経費及び庁内協働連絡会委員の人件費等の縮減も課題となっている。	
達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	（説明）　☑目標以上　□ほぼ目標どおり　□目標以下 市民が自ら創り上げていく市民まつりとしては、周辺地域において最大の規模を誇り、年々、来場者数が増加していることから、目標水準を上回っているものと考える。	
公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 全市民を対象として事業を実施していることから、公平性は保たれている。 また、実行委員の選出に当たっては、市の主要な団体に推薦を依頼するだけでなく、公募も行っている。	
○廃止・休止した場合の影響 ☑影響は大きい　□影響は小さい □不明　□廃止不可能 （説明）※その影響等を具体的に記入 市民まつりには、約７万人が来場しており、本市を広くＰＲする機会となっていることから、廃止・休止した場合の影響は大きいと思われる。	【今後の方向性】 □拡　充　□継　続　□一部見直し ☑抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 市民参加型・広域連携型・発展進化型のまつりとして開催しているが、本来のコンセプトである市民主体での実施には至っていない状況にある。 よって、市民が主体となって実施できるよう、事業のスリム化と事務の効率化を図り、市民まつりとして存続させるための抜本的な見直しが必要である。	

二次評価
【今後の方向性】 □拡　充　□継　続　□一部見直し　☑抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 本事業は、平成１８年に開催して以来、毎年趣向を凝らしたイベントを実施するなど、発展・進化を遂げており、市内最大のまつりとして市民に定着していることから、実施する意義は十分に認められる。 しかしながら、近年は、ステージイベントや飲食販売等に注力する一方で、地域の伝統、文化、自然等の素晴らしさを再認識するという、まつり本来の目的が希薄化している。 また、武蔵村山市民まつり実行委員会を組織し、市とともに主催する形式をとっているが、まつりの規模が大きく、市が関与する度合いが高くなっていることから、現状のままでは真に市民が主体となって自ら創り上げていくまつりへと発展させていくことは難しいものと思われる。 さらに、観光協会の設立について検討していることを考慮すると、当該協会に本事業を移管することも視野に入れた上で、市民が参加するまつりから市民が主体となって実施できるまつりへと発展するよう、事業規模の適正化や事務の効率化などを図る必要がある。

行政評価委員会意見
本事業は、本年度で１３回目の開催となり、約７万人の来場者を記録するなど、年々来場者が増加しており、本市の象徴として市内外に向けた魅力の発信等に寄与しているため、実施することには重要な意義が認められる。 しかし、趣向を凝らしたステージイベントの実施や復興支援に係る地方物産展の誘致など、年々発展・進化を遂げてきた一方で、まつりの運営に必要な人員や経費が増大するとともに、地域の伝統や文化等を再認識するという、まつり本来の目的が希薄化するなど、多くの課題も抱えている。 よって、当委員会としても本事業の実施方法を根本的に見直すことに異論はないが、見直しに当たっては、デエダラボッチや村山かてうどんなど、全面に打ち出すべき魅力を明確にし、ステージイベントや飲食販売の企画を見直すとともに、民間企業の活力や市内の小・中学生をボランティアとして活用するなど、実施体制も併せて見直していくことが肝要である。 なお、事業規模については、人員やコスト削減を図るための縮小という観点だけに囚われず、本事業の目的を達成するための適正な規模とすることを求めたい。

第2号様式（第４条関係）

事　務　事　業　評　価　調　書

平成30年度行政評価（シート１）

所管部課名	健康福祉 部　地域福祉 課	作成日	平成30年7月27日	No.	6-1		
作成責任者(課長)氏名	神山　幸男	作成者氏名	柏﨑　真佐子	電話	563-3825		

事務事業名	福祉会館運営事業（入浴サービス事業）							
開始時期	☑昭和 ☐平成 46 年 5 月 ☐不詳	区分	☐主要事業　☐実施計画事業　☑その他					
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他	（　　）	1：義務規定 2：できる規定 3：方法等の規定
	2・1	3	3					
	法令等の名称	老人福祉法/老人福祉センター設置運営要綱 武蔵村山市福祉会館設置条例/同施行規則						
事務事業の種類	☐法定受託事務　（ ☐第１号法定受託事務　☐第２号法定受託事務 ） ☑自治事務　（ ☐国庫補助対象　☐都補助対象　☑市単独 ） 補助の内容(補助率等)							
事務事業の概要	対象：何/誰に対して	60歳以上の市民等						
	手段(全体概要)：どういった方法（内容）で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	☑直営	☐委託	☐ 市民協働・ボランティア	☐ 補助・助成等	☐その他（　　）	
		月曜日から金曜日まで（年末・年始を除く）の午前10時15分から11時55分まで及び正午から午後1時40分までの間、入浴サービスを男女交代制で提供する。 レジオネラ菌等による感染予防のために、毎日の清掃のほか、塩素濃度測定を実施している。また、業者委託による浴槽水検査を年3回行っている。						
	意図：どのような状態にすることを目指すのか	福祉会館における事業の全般を通じて、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。						
	実施結果：どうなったのか (29年度実績)	256日入浴サービスを提供し、延べ13,121人の利用があった。 閉じこもりがちな膝痛や腰痛がある方々も、リハビリとして、入浴後にマッサージ機を利用することで、心身ともにリフレッシュすることができ、高齢者の福祉の向上を図れた。						
類似事業の有無	☐あり	実施部課(団体)名						
	☑なし	類似事業名						
事業環境の変化	平成20年住宅・土地統計調査によれば浴室保有率は95.5%（昭和48年では73.3%）となっており、ほとんどの家庭に浴室が設置されている状況となっているが、入浴サービス利用者数は近年増加傾向にある。団塊の世代が70代となり、福祉会館が生きがいの場として活用されていることが考えられる。							
他市等の状況	総論 ※２６市等の状況	平成30年７月時点で、老人福祉センターＡ型施設を設置する１５市中１５市が入浴サービスを実施しており、その他の施設を含めると２６市中20市で実施している。 他の6市は、老人福祉センターＡ型施設を設置していない（小金井市は、平成28年3月31日閉館、新施設検討中）。						
	立川市	老人福祉センターＡ型5館中4館で実施。利用日:月～金の5日。65歳以上の高齢者世帯で、自宅に風呂の設備がなく、福祉会館での入浴が困難な場合、市内外の公衆浴場で利用可能な入浴券を支給している。						
	東大和市	老人福祉センターＡ型１館中１館で実施しており、このほか、老人福祉館４館でも実施している。（利用日:週２日）						
	昭島市	老人福祉センターＢ型２館で実施している（１館は火災により休館中）。（利用日:週３日）						
市民・議会等からの意見	経済的に余裕がなく、自宅で入浴できない高齢者から感謝の手紙が届いている。							

【評価指標】		指標名	単位	説明・計算式
活動指標	①	入浴サービス実施日数	日	月曜日から金曜日まで（年末・年始を除く。）
	②			
成果指標	①	入浴サービス利用者数	人	延べ利用者数
	②	実施日1日当たり平均利用者数	人	延べ利用者数÷入浴サービス実施日数

費用・成果の推移		平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算	備考
事業費(千円)		4,150	4,439	4,687	※平成30年度からシルバー委託は派遣契約に変更。
	うち一般財源	4,150	4,439	4,687	
所要人員(人)		0.01	0.01	0.01	
総コスト(千円)		4,235	4,523	4,772	
活動指標	①	259 日	256 日	256 日	
	②				
成果指標	①	12,007 人	13,121 人	13,121 人	
	②	46.4 人	51.3 人	51.3 人	

（日本工業規格Ａ列4番）

一次評価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 老人福祉センターＡ型施設においては、浴場の設置は必須であり、福祉会館運営事業を継続する以上、入浴サービスも継続する必要がある。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	（説明）　□適切である　☑不適切な点がある 高齢者全体から見たニーズは高くはないが、高齢者の閉じこもり予防及びコミュニテーづくり、また、浴室を有しない世帯の入浴機会の確保に寄与しているものと考える。 また、利用者数は近年増加傾向にあり、70歳以上の男性の利用率が増加している。全国的に行政の事業では男性高齢者の参加率が低いことが社会問題となっているため、福祉会館施設を活用した介護予防事業を実施することで医療費の削減等につながるものと思われる。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	（説明）　□見直しの余地はない（ほとんどない）　☑見直しの余地がある 浴室を有しない世帯の入浴機会の確保策としては、立川市が実施している入浴券の交付も考えられる。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	（説明）　□効率的である　☑非効率な点がある １人1回当たりの入浴サービスの所要額（事業費（整備投資費を除く。）÷年間利用者数）は、平成29年度で約345円であり、市内の銭湯の入浴料よりは低廉である。 光熱水費等の節減のため、サービスの提供日を週５日から週2日又は3日に縮小することも考えられる。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	（説明）　□目標以上　☑ほぼ目標どおり　□目標以下 入浴サービスの目標値は設定していないが、利用者数は増加傾向にある。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	（説明）　□適切である　☑不適切な点がある 「老人福祉センター設置運営要綱」においては、老人福祉センターの使用料は無料とすることが原則とされているが、利用に直接必要な経費以下の額であれば、必要に応じて徴収することができることとされており、受益者負担を求める余地はある。
	○廃止・休止した場合の影響 ☑影響は大きい　□影響は小さい □不明　□廃止不可能 （説明）※その影響等を具体的に記入 本事業を廃止・休止することは、老人福祉センターＡ型を廃止することにもなるため、老人福祉施設全般の位置付けの見直しが必要となる。また、一定の利用者がある中では、浴室を有しない世帯への対応を含め、何らかの代替策を用意する必要があると考える。	【今後の方向性】 □拡　充　□継　続　☑一部見直し □抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 他市では入浴サービスを週2回ないし3回で実施している例もあることから、利用者の意向等を踏まえる必要はあるが、回数の減について検討する余地がある。 入浴料の徴収に関しては、実施している市は1市のみ（ロッカー代として）のため、将来的な検討課題とする。

二次評価	【今後の方向性】 □拡　充　□継　続　☑一部見直し　□抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 本事業は、毎週月曜日から金曜日までの５日間、福祉会館の利用者に対して入浴サービスを提供するものであり、高齢者の生きがいの場を提供するとともに、閉じこもりの防止等に寄与しているため、今後も継続することが適当である。 しかしながら、事業開始当初と比較して現在は浴室が広く普及しており、各家庭における浴室保有率は約９５．５％となっていることや、市が他の入浴施設として村山温泉かたくりの湯を保有していることを考慮すれば、実施方法には見直しの余地があるといえる。 よって、実施回数の減少などの見直しを行い、経費の節減を図るとともに、将来的には受益者負担の範囲内で有料化することを検討していくことが肝要である。

行政評価委員会意見	本事業は、高齢者の外出やコミュニティ作りの契機となるとともに、近年は利用者数も増加傾向にあるため、実施することには一定の意義が認められる。 しかしながら、本事業を開始した昭和４６年当時と現在では、家庭における浴室保有率は大きく異なり、ほとんどの家庭が浴室を保有している現状を踏まえると、本事業を無料で実施し続ける必要性は低下しているものと思料する。 よって、当委員会としても二次評価と同様に実施回数の減少や、受益者負担の範囲内で有料化するなど、費用対効果を高める見直しの実施が必要であると思料するが、見直しに当たっては、経済的な理由により本事業を利用する方に対しての十分な配慮がなされるよう慎重に検討していくことが肝要である。 さらに、福祉会館の規模や備えている機能を考慮すれば、子どもから高齢者までの幅広い世代が利用・交流できる事業を実施するなど、施設が有する機能を余すことなく発揮できる取組の実施についても、併せて検討していくことを求めたい。

第2号様式（第４条関係）

事　務　事　業　評　価　調　書

平成30年度行政評価（シート１）

所管部課名	健康福祉 部	地域福祉 課	作成日	平成30年7月27日		No.	6-2
作成責任者(課長)氏名	神山　幸男		作成者氏名	柏﨑　真佐子		電話	563-3825

事務事業名	福祉会館運営事業（送迎サービス事業）						
開始時期	☑昭和 □平成	46 年 12 月	□不詳	区分	□主要事業　□実施計画事業　☑その他		
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他（　　）	1：義務規定　2：できる規定 3：方法等の規定
	法令等の名称						
事務事業の種類	□法定受託事務　（　□第１号法定受託事務　□第２号法定受託事務　）						
	☑自治事務　（　□国庫補助対象　□都補助対象　☑市単独　）						
	補助の内容(補助率等)						
事務事業の概要	対象：何/誰に対して	60歳以上の市民等					
	手段(全体概要)：どういった方法（内容）で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	□直営	☑委託	□ 市民協働・ボランティア	□ 補助・助成等	□その他（　　）
		月曜日から金曜日まで（年末・年始を除く）送迎バスを運行している。コースは、午前・午後それぞれ3コース（大南、本町東・緑が丘、本町西）で、小型バス1台を運行している。 バスは、23人乗り（車椅子席2席を含む。）で、パワーリフト及び車椅子固定装置並びにオートステップを装備している。					
	意図：どのような状態にすることを目指すのか	福祉会館への直通の交通機関がないことによる利用者の不便の解消と高齢者の交通事故防止の観点から送迎バスを運行する。					
	実施結果：どうなったのか（29年度実績）	256日運行し、延べ5,039人の利用があった。					
類似事業の有無	□あり	実施部課(団体)名					
	☑なし	類似事業名					
事業環境の変化	運行開始当初は月曜日、水曜日及び金曜日に、それぞれ1コースでの送迎を行っていたが、増便やコース変更を経て、現在では、月曜日から金曜日までの週5日、3コースでの運行となっている。						
他市等の状況	総論 ※２６市等の状況	送迎バスを運行している市は、本市を含め6市（週1回のみ運行:1市）である。なお、コミュニティバスの運行ルートに含まれる場合や、路線バスの停留所が近い施設もあり、各施設の立地によって必要性が異なる。					
	福生市	高齢者や障害者、妊婦・乳幼児・未就学児などが無料で利用することができる福祉バスを運行しており、老人福祉センターもルートに含まれている（再編交付金活用）。					
	東大和市	老人福祉センターＡ型1館及びその他の老人福祉館4館共に送迎バスは運行していない。					
	立川市	老人福祉センターＡ型５館のうち総合福祉センターのみ立川駅との無料シャトルバスを運行している。他の４館中３館は、最寄バス停から徒歩2分以内に立地している。					
市民・議会等からの意見	議会からは、費用対効果についての疑問の声、かたくりの湯への乗り入れに係るルート見直しの意見（対応済み）があった。平成22年度に福祉会館及び老人福祉館の利用者に対して実施したアンケートでは「送迎バスを廃止すると福祉会館に行く手段がない」との回答が44件（回答総数226件）あった。						

【評価指標】		指標名	単位	説明・計算式
活動指標	①	運行日数	日	月曜日から金曜日まで（年末・年始を除く。）
	②			
成果指標	①	利用者数	人	延べ利用者数
	②	1日当たり利用者数	人	延べ利用者数÷運行日数

費用・成果の推移		平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算	備考
事業費(千円)		7,103	7,103	7,103	
	うち一般財源	7,103	7,103	7,103	
所要人員(人)		0.01	0.01	0.01	
総コスト(千円)		7,188	7,187	7,188	
活動指標	①	259 日	256 日	256 日	
	②				
成果指標	①	4,885 人	5,039 人	5,039 人	
	②	18.9 人	19.7 人	19.7 人	

（日本工業規格Ａ列4番）

一次評価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 「老人福祉センター設置運営要綱（国通知）」では、老人福祉センターの立地は「老人の利用上の便宜を図ることが可能であり、かつ、事業を円滑に行うことのできる場所に設置する」こととされている。福祉会館の交通利便性については開館当時と大きく変わっておらず、市が送迎を行うことに必然性はある。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 送迎バスを運行していない土曜日及び日曜日の1日当たりの福祉会館利用者数は、月曜日から金曜日までの利用者数の33.8%にとどまっている。主催講座や入浴サービスがないことの影響も考えられるが、福祉会館を利用する高齢者にとっては一定のニーズがあると考えられる。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	（説明）　□見直しの余地はない（ほとんどない）　☑見直しの余地がある 市内循環バスのルートに福祉会館を含めることで、廃止又はルートの縮小が可能と考える。 また、福祉会館への送迎に限らず、保健相談センター利用者等も利用できる「福祉バス」的な運用も考えられる。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	（説明）　□効率的である　☑非効率な点がある 平成29年度の利用者1人当たりの運行経費は1,426円（片道）となっている。利用者数が増えれば1人当たりのコストが低下することから、前述のとおり、「福祉バス」的な運用で費用対効果を上げることが考えられる。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	（説明）　□目標以上　☑ほぼ目標どおり　□目標以下 送迎サービスの目標水準は定めていないが、近年、利用者数は増加傾向にある。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	（説明）　□適切である　☑不適切な点がある 福祉会館付近を通る公共交通機関がない中、送迎バスの運行範囲が市内全域を網羅していないという点では、やや公平性に欠ける。
	○廃止・休止した場合の影響 ☑影響は大きい　□影響は小さい □不明　□廃止不可能 （説明）※その影響等を具体的に記入 「市民・議会等からの意見」に記載したとおり、「送迎バスを廃止すると福祉会館に行く手段がない」と回答した者の割合は19.5%に上っており、一定数の高齢者について、外出の機会が減少してしまうおそれがある。	【今後の方向性】 □拡　充　□継　続　□一部見直し ☑抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 福祉会館送迎バスは、平成14年度までは、ちいろば教室の利用者の送迎にも利用されていた経緯があり、保健相談センターの利用者など、利用者の範囲を広げることで、効率的な運用が期待できる。

二次評価	【今後の方向性】 □拡　充　□継　続　☑一部見直し　□抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 本事業は、毎週月曜日から金曜日までの５日間、福祉会館の利用者に対して送迎サービスを提供するものであり、３つのコースを設定して送迎することにより、利便性の向上に寄与している。 また、利用者アンケートにおいて送迎サービスの存続を希望する声が上がっていることから、送迎バスを運行することは利用者のニーズに合ったものであり、今後も継続する必要性は認められるが、本事業に掛かる費用は高額であることから、実施方法には見直しの余地があるといえる。 よって、受益者負担の範囲内で有料化するなど、費用対効果を向上させる取組を実施していくことが肝要である。

行政評価委員会意見	本事業は、福祉会館の利便性の向上に寄与しており、実施することには一定の意義が認められる。 しかし、事業の実施に係る費用が高額であることや、送迎コースによって利用者数に差が生じていることを考慮すれば、二次評価と同様に受益者負担の範囲内で有料化するなど、見直しの余地があるといえる。 しかし、本事業を単純に有料化するだけでは、利用者数の減少に伴う費用対効果の更なる低下を招くおそれがあるため、有料化に当たっては、慎重に検討する必要がある。 よって、スマートフォンのアプリを活用した利便性の高い利用方法や、乗合タクシー運行事業を参考にした新たな交通手段の導入など、より効率的に送迎を行うことができる取組についても併せて検討していくことが肝要である。

第2号様式（第４条関係）

事　務　事　業　評　価　調　書

平成30年度行政評価（シート１）

所管部課名	健康福祉 部　子育て支援 課	作成日	平成30年7月10日	No.	8
作成責任者(課長)氏名	三條　博美	作成者氏名	阿部　淳一	電話	189

事務事業名	子どもカフェ運営事業						
開始時期	□昭和 ☑平成 25 年 9 月 □不詳	区分	□主要事業　☑実施計画事業　□その他				
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他	1：義務規定 2：できる規定 3：方法等の規定
				3			
	法令等の名称	武蔵村山市子どもカフェ事業実施要綱					
事務事業の種類	□法定受託事務　（ □第１号法定受託事務　□第２号法定受託事務 ）						
	☑自治事務　（ □国庫補助対象　☑都補助対象　□市単独 ）						
	補助の内容(補助率等)	子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金（補助率１/２）					
事務事業の概要	対象：何/誰に対して	乳幼児とその保護者					
	手段(全体概要)：どういった方法（内容）で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	□直営	☑委託	□ 市民協働・ボランティア	□ 補助・助成等	□その他（　）
		乳幼児及びその保護者が気軽に集い、交流を図る場を提供するため、施設内に多くのおもちゃ等を配備するとともに、栄養士による調理実習、乳幼児に対応する救命救急、季節に合わせた様々なイベント等を実施しながら、日頃の育児に係る相談に保育士資格を有するスタッフが応じている。 また、事業はＮＰＯ法人子育て未来ネットこどもとに委託して実施している。					
	意図：どのような状態にすることを目指すのか	乳幼児に安全な遊び場を提供するとともに、保護者の子育てに対する不安感、負担感を緩和し、もって児童福祉の向上及び子育て世帯の負担を軽減を図る。					
	実施結果：どうなったのか (29年度実績)	開催日数　１４９日 参加者数　延べ　２，２３２人 子育て相談　５９件					
類似事業の有無	□あり	実施部課(団体)名					
	☑なし	類似事業名					
事業環境の変化	地域別の利用者状況において、一昨年度から大南地域からの利用者が増えている。また、同地域にも本事業の実施を望む声がある。						
他市等の状況	総論 ※２６市等の状況	２６市において、本市と同様の事業を行っている自治体はない。					
市民・議会等からの意見	市民と市長のタウンミーティングにおいて、市民から「子育て中の保護者が気軽に交流し、育児の疲れを癒してリフレッシュできる場を作っていただきたい」との要望を受け、実施している。						

【評価指標】		指標名	単位	説明・計算式
活動指標	①	開催数	回	
	②			
成果指標	①	参加実人数	人	
	②			

費用・成果の推移		平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算	備考
事業費(千円)		4,552	4,696	4,696	
	うち一般財源	2,276	2,348	2,348	
所要人員(人)		0.12	0.12	0.12	
総コスト(千円)		5,569	5,708	5,712	
活動指標	①	140 回	149 回	147 回	
	②				
成果指標	①	2,546 人	2,232 人	－ 人	
	②				

（日本工業規格Ａ列4番）

一次評価		
必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 保護者の子育てに対する不安感及び負担感の軽減を図るために栄養士や保育士資格を有するスタッフが適切に対応していることから、今後も引き続き委託事業として実施していく必要があると考える。	
有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 市民と市長のタウンミーティングにおいて、市民から寄せられた要望を基に実施した事業であり、年間延べ２，２３２人が利用していることから、市民のニーズに適合していると考える。	
手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	（説明）　□見直しの余地はない（ほとんどない）　☑見直しの余地がある 現在は、週３日以上かつ１日当たり４時間以上実施することとしているが、市民から事業の開催日数の増加や時間の延長について要望が寄せられているため、実施方法等を検討する余地はある。	
効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	（説明）　□効率的である　☑非効率な点がある 民間の宅地を賃借して事業を実施しており、年間７８万円の家賃費用及び修繕等の管理費が発生しているため、公共施設にて事業を実施することにより費用の削減が期待できる。	
達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	（説明）　□目標以上　☑ほぼ目標どおり　□目標以下 一定数以上の利用者が確保できており、また、これまで事故もなく運営できていることから、保護者の子育てに関する不安感を解消するとともに、安心して気軽に集うことができる交流の場を提供するという目標は達成していると考える。	
公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	（説明）　□適切である　☑不適切な点がある 本事業を実施する建物の立地が市の北東に位置していることから、利用者の多くが市の北部又は東部に住所を有している傾向にあるため、実施場所には見直しの余地があると考える。	
○廃止・休止した場合の影響 ☑影響は大きい　□影響は小さい □不明　□廃止不可能 （説明）※その影響等を具体的に記入 子育て中の保護者の負担軽減等を目的として、市民からの要望に基づいて実施した事業であり、一定数以上の利用者が確保できていることから、本事業を廃止した場合の影響は大きいと考える。	【今後の方向性】 □拡　充　□継　続　☑一部見直し □抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 乳幼児を安心して遊ばせられる場所の確保について、市民から要望が多く寄せられていることから、本事業は引き続き継続すべきと考える。 しかし、事業の実施場所が市境であり、また、建物の賃借料や管理費が発生していることから、実施場所を市の公共施設に変更することにより、本事業の更なる発展が見込めると考える。	

二次評価
【今後の方向性】 □拡　充　□継　続　□一部見直し　☑抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 本事業は、毎週火曜日から木曜日までの３日間、乳幼児及び保護者が気軽に交流を図る場として子どもカフェを運営するものであり、乳幼児の安全な遊び場を提供するとともに、保護者の子育てに対する不安感、負担感等を緩和し、もって児童福祉の向上に寄与するため、一定の意義が認められる。 しかしながら、市内の北東に位置する民間の建物を借り受けて実施しているため、利用者の居住地域に偏りが見られることや、建物の賃借料等が発生していることからも実施場所には見直しの余地があるといえる。 さらに、近隣市では、児童館において本事業と同様の事業が実施されていること等を勘案すると、今後は、児童館の空き時間を活用して事業を実施するなど、抜本的に見直していくことが肝要である。

行政評価委員会意見
本事業は、子育て家庭が抱える不安や負担の解消に寄与しており、児童福祉の向上を図る上で一定の意義は認められるが、利用者の居住地域に偏りが見られることや、実施日を共働き家庭等の利用が困難な平日に限定していることなど、実施方法には課題がある。 このことから、当委員会としても二次評価と同様に本事業を抜本的に見直すことに異論はないが、見直しに当たっては、利用者の実態を正確に把握した上で、より多くの市民が利用できる環境の整備を求めたい。 なお、将来的には、受益者負担を求めるなど、財政的に自立した運営体制を構築した上でＮＰＯ法人が独自の事業として実施していくことが望ましく、また、高齢者等を対象とした事業を併せて実施することにより、幅広い世代が交流できるコミュニティ拠点へと発展させていくことも期待したい。

第2号様式（第４条関係）

事務事業評価調書

平成30年度行政評価（シート１）

所管部課名	都市整備 部 交通企画・モノレール推進 課	作成日	平成30年7月24日	No.	9
作成責任者(課長)氏名	乙幡　康司	作成者氏名	尾髙　興紀	電話	273

事務事業名	乗合タクシー運行事業						
開始時期	□昭和 ☑平成 25 年 4 月 □不詳	区分	□主要事業 ☑実施計画事業 □その他				
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他	（ 要領 ） 1：義務規定 2：できる規定 3：方法等の規定
				3		3	
	法令等の名称	武蔵村山市乗合タクシー運行事業実施要綱 武蔵村山市乗合タクシーの介助者利用の試行に関する要領					
事務事業の種類	□法定受託事務 （ □第１号法定受託事務 □第２号法定受託事務 ）						
	☑自治事務 （ □国庫補助対象 □都補助対象 ☑市単独 ）						
	補助の内容(補助率等)						
事務事業の概要	対象：何/誰に対して	残堀の一部地域、伊奈平の全域及び大字三ツ木の全域（以下「対象地域」という。）の住民であって、利用者登録を済ませた者					
	手段(全体概要)：どういった方法（内容）で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	□直営	☑委託	□ 市民協働・ボランティア	□ 補助・助成等	□その他（ ）
		利用対象者の自宅と市内13か所の公共公益施設を結ぶ公共交通として、デマンド型の乗合タクシーを運行する。 利用料金：1乗車につき一人300円（利用登録者の要件に応じた割引制度あり） 運行日：月曜日～土曜日（祝日及び年末年始を除く） 運行時間：午前8時～午後5時					
	意図：どのような状態にすることを目指すのか	対象地域に居住する市民が、自宅と市内公共公益施設との間を移動するための公共交通を確保することを目的とする。					
	実施結果：どうなったのか (29年度実績)	延べ4,680人の利用があり、対象地域の公共交通として機能した。 【乗降者数上位5位の乗降箇所における利用実績 （）内は全体に対する比率】 交通プラザ 2,028人（43.3%） 武蔵村山病院 1,324人（28.3%） 市役所 760人（16.2%） 村山医療センター 168人（3.6%） 市民総合センター 155人（3.3%）					
類似事業の有無	□あり	実施部課(団体)名					
	☑なし	類似事業名					
事業環境の変化	利用者数について、平成29年度は前年度比で微減となったが、運行開始から平成28年度末までの間は毎年度利用者数を伸ばし、新たな公共交通として地域への定着が進んでいる。						
他市等の状況	総論 ※２６市等の状況	東京都内で同様の事業を行う自治体はない					
市民・議会等からの意見	議会から「更なる利用促進とともに、利用できる対象者、対象地域、乗降場所等を拡大するよう」意見があった。						

【評価指標】		指標名	単位	説明・計算式
活動指標	①	利用登録者数	人	各年度末現在の延べ利用登録者数
	②			
成果指標	①	利用者数	人	各年度の年間延べ利用者数
	②			

費用・成果の推移		平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算	備考
事業費(千円)		7,817	7,648	7,649	
	うち一般財源	7,006	6,869	6,849	事業費から利用料金を差し引いた額
所要人員(人)		0.30	0.30	0.30	
総コスト(千円)		10,359	10,178	10,189	
活動指標	①	683 人	739 人	－ 人	
	②				
成果指標	①	4,821 人	4,680 人	－ 人	
	②				

（日本工業規格Ａ列4番）

一次評価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 民間の路線バスがカバーしきれない地域において、これを補完する公共交通の整備は市の責務であり、本市では市内循環バス（MMシャトル）と乗合タクシーがこれを担っている。民間の路線バス等との役割分担については、識者や市民、交通事業者等で構成する地域公共交通会議において十分な検討を行っている。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 市内の公共公益施設（各種行政機関や病院など）と地域を結ぶ移動手段として、重要な役割を果たしている。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	（説明）　☑見直しの余地はない（ほとんどない）　□見直しの余地がある 本事業は、従前対象地域に運行していた市内循環バス（MMシャトル）に代わる新たな公共交通として、地域公共交通会議において有効性、効率性、公平性等の観点から導入の検討を行い、運行を開始したものである。また、これまでに適宜運行方法等の見直しを重ねてきたことから、見直しの余地はほとんどない。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	（説明）　☑効率的である　□非効率な点がある 次に示す観点から、効率性の高い運行システムであるといえる。 ①定時定路線型の路線バスや市内循環バス（MMシャトル）と異なり、需要に応じて運行している。②予約に応じて適切な運行ルートを設定するシステムを採用している。③バス車両に比べて小回りがきくサイズであって、かつ、相応の運搬能力（乗客定員12名）を持つワゴンタイプの車両で運行している。④利用対象者及び運行区域を必要最小限の範囲としている。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	（説明）　□目標以上　☑ほぼ目標どおり　□目標以下 運行当初に設定した目標水準（利用登録者数500人、利用者数4,400人/年）は達成したが、潜在的ニーズはまだあると考えられるため、更なる利用促進に努めていく必要がある。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 市内循環バス（MMシャトル）で市内公共公益施設に移動できない地域の住民を対象としていること、利便性を勘案した料金体系としていることから、市内の地域間の公平性は担保されている。

○廃止・休止した場合の影響 ☑影響は大きい　□影響は小さい □不明　□廃止不可能 （説明）※その影響等を具体的に記入 本事業を廃止・休止した場合、対象地域に居住する市民が行政サービスの享受や通院等を行うための移動手段がなくなり、交通手段の地域格差が生じることから、影響は大きい。	【今後の方向性】 □拡　充　☑継　続　□一部見直し □抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 本事業は、地域公共交通会議において、本市の公共交通の在り方を踏まえた検討を経て運行を開始したものであり、地域への定着も着実に進んでいる。また、乗降場所や運行方法の見直しも適宜行い、現在に至っている。 したがって、今後も、利用促進や地域のニーズの把握を適宜行いながら、継続していくことが適切である。

二次評価	【今後の方向性】 □拡　充　☑継　続　□一部見直し　□抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 本事業は、対象地域に居住する利用登録を済ませた市民の自宅と市内１３か所の公共公益施設を結ぶ公共交通として、乗合タクシー「むらタク」を運行する事業であり、民間の路線バスの運行範囲を補完するとともに、利用者の需要に応じて効率的な運行を行っていることから、今後も引き続き継続することが適当である。 なお、運行当初に掲げた目標となる利用登録者数及び年間の利用者数を既に達成しており、現在も利用登録者数が増えている状況を踏まえて、更なる利用促進やニーズの把握に努めることが肝要である。

行政評価委員会意見	本事業は、市内循環バスに代わる新たな公共交通として対象地域に定着するとともに、市民の利便性の向上に寄与していることから、今後も継続することが適当である。 また、運行開始から５年以上が経過した現在も利用登録者数が増加していることを考慮すれば、対象地域だけでなく近隣に居住する市民にも潜在的なニーズはあるものと思料する。 よって、引き続き利用を促進するとともに、利用者のニーズ等に配慮しながら対象地域の拡大について検討していくことが肝要である。 なお、スマートフォンのアプリを活用し、より容易かつ迅速にタクシーを利用できる新たなサービスが開始されているため、このような動向も視野に入れた上で、更に利便性の高い事業へと発展させていくことを求めたい。

第2号様式（第４条関係）

事　務　事　業　評　価　調　書

平成30年度行政評価（シート１）

所管部課名	教育部　文化振興課	作成日	平成30年7月20日	No.	10
作成責任者(課長)氏名	宮沢　聖和	作成者氏名	斎藤　太一	電話	652

事務事業名	郷土芸能の保存及び育成に関する事業						
開始時期	□昭和 □平成	年　月	☑不詳	区分	□主要事業　□実施計画事業　☑その他		
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他	1：義務規定　2：できる規定 3：方法等の規定
				3			
	法令等の名称	平成２９年度武蔵村山市郷土芸能連絡協議会交付金交付要綱					
事務事業の種類	□法定受託事務　（　□第１号法定受託事務　□第２号法定受託事務　）						
	☑自治事務　（　□国庫補助対象　□都補助対象　☑市単独　）						
	補助の内容(補助率等)	288千円を上限に交付金を交付。					

事務事業の概要	対象：何/誰に対して	武蔵村山市郷土芸能連絡協議会
	手段(全体概要)：どういった方法（内容）で実施するのか ※具体的に記入	実施方法　□直営　□委託　□市民協働・ボランティア　☑補助・助成等　□その他（　）
		武蔵村山市郷土芸能連絡協議会に対して２８８千円を上限に交付金を交付する。 また、同協議会に加盟する７団体（平成29年度末現在）が郷土芸能に関する各種事業を実施することにより、郷土芸能の伝承、保存、運営、後継者の育成を行う。
	意図：どのような状態にすることを目指すのか	郷土芸能の保存及び育成を図ることを目的とする。
	実施結果：どうなったのか (29年度実績)	武蔵村山市郷土芸能連絡協議会には７団体（東京都指定無形民俗文化財１団体、武蔵村山市指定無形民俗文化財３団体及びその他の郷土芸能３団体）が加盟しており、各団体が事業を実施することにより、郷土芸能の保存伝承に努めた。また、加盟団体相互の郷土芸能に関する情報交換を行った。連絡協議会会長会議（年１回）、公演及び例大祭（加盟団体が適宜開催）、小学校における授業（加盟団体が適宜開催）、その他情報交換（適宜）。
類似事業の有無	□あり	実施部課(団体)名
	☑なし	類似事業名
事業環境の変化	昭和５６年の発足から３８年続いていた「入り天神太鼓保存会」が、演奏者の高齢化、後継者問題等を理由として平成２９年度末に解散しており、他の団体においても同様の問題を抱えている。	
他市等の状況	総論 ※２６市等の状況	近隣市においては、各市に存在する団体に応じて様々な補助を実施している。
	立川市	文化団体に対し、５０万円を上限として活動費の２分の１を補助する制度があるが、平成２９年度は郷土芸能団体からの申請はない。
	昭島市	市内には郷土芸能団体が9団体あり、そのうち無形文化財に指定されている団体２団体を対象として１２万円と６万円を支給している。また、毎年実施している「郷土芸能まつり」の実行委員会に５００万円を補助している。
	東大和市	市内には郷土芸能団体が４団体あり、１団体には４８千円、その他の団体には３２千円の補助金を交付している。１団体を除き、平成３年以前から補助しているが、金額は減少している。
市民・議会等からの意見		

【評価指標】		指標名	単位	説明・計算式
活動指標	①	郷土芸能連絡協議会加盟団体数	団体	
	②			
成果指標	①			
	②			

費用・成果の推移		平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算	備考
事業費(千円)		288	288	288	
	うち一般財源	288	288	288	
所要人員(人)		0.05	0.05	0.05	
総コスト(千円)		712	710	711	
活動指標	①	8 団体	8 団体	7 団体	
	②				
成果指標	①				
	②				

（日本工業規格Ａ列4番）

一次評価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 歴史ある郷土芸能を広く市民に周知するとともに、新たな人材の確保や市民の伝統文化に対する意識の向上を図るためには、市が積極的に関わる必要がある。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	（説明）　□適切である　☑不適切な点がある 市が郷土芸能連絡協議会に対して交付金を交付し、協議会に所属する各団体が事業を行うだけでは、市民の郷土芸能に対する認知度を向上させていくことは難しく、郷土芸能の保存及び育成を図る上で有効となる新たな方策を検討すべきと考える。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	（説明）　□見直しの余地はない（ほとんどない）　☑見直しの余地がある 交付金を活用して各団体が村山デエダラまつりや例大祭などで公演を実施しているが、市民の認知度はあまり高くないものと思われる。このことから、市制施行５０周年に合わせ、郷土芸能団体を一堂に会した郷土芸能大会を実施するなど、本市の郷土芸能について、広く市民に知ってもらう機会を設ける必要がある。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	（説明）　□効率的である　☑非効率な点がある 現在は市の単独事業として交付金を交付しているが、更なる郷土芸能の保存及び育成を図るためには、補助金額の増額を念頭に他補助制度を活用等を考える必要がある。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	（説明）　□目標以上　□ほぼ目標どおり　☑目標以下 郷土芸能の保存及び育成を図ることを目的に交付金を交付してきたものの、平成２９年度末に１団体が解散し、また、その他の団体も厳しい財政状況や新たな構成員の確保といった課題を抱えている。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 市内の郷土芸能団体が加盟する連絡協議会に対して補助を実施しているため、公平性は保たれている。

○廃止・休止した場合の影響 ☑影響は大きい　□影響は小さい □不明　□廃止不可能 （説明）※その影響等を具体的に記入 市内の郷土芸能団体は後継者及び資金が不足している状況にあり、平成２９年度末に１団体が解散している。このことから、本事業を廃止・休止した場合には、郷土芸能の継承に影響を及ぼすと考えられる。	【今後の方向性】 ☑拡　充　□継　続　□一部見直し □抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 武蔵村山市郷土芸能連絡協議会には７団体が所属しているが、各団体がそれぞれ後継者不足等の課題を抱えている。 市内の郷土芸能の保存及び育成を図っていくためには、補助制度を活用するとともに、市制施行５０周年の機会に合わせて、郷土芸能団体を一堂に会した郷土芸能大会を実施するなど、本市の郷土芸能について、広く市民に知ってもらう機会を設ける必要がある。

一次評価	【今後の方向性】 □拡　充　☑継　続　□一部見直し　□抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 本事業は、市内の郷土芸能団体が所属する武蔵村山市郷土芸能連絡協議会に対して交付金を交付することにより、同協議会が行う郷土芸能の伝承、保存、運営及び後継者の育成を支援するものであり、本市の郷土芸能を後世に継承していく上で一定の意義があることから、今後も継続することが適当である。 しかしながら、各団体が構成員の高齢化や後継者不足等の課題を抱えている現状を踏まえれば、活動内容を広く周知し、若い世代が興味を持つ機会を創出することや、各所属団体に均等に配分している交付金を用途に応じて配分するなど、活動内容を見直していく必要がある。 よって、今後は、交付金の使途を検証するとともに、武蔵村山市郷土芸能連絡協議会が主体となって本市の郷土芸能を発展させていくための取組を促していくことが肝要である。

行政評価委員会意見	本事業は、本市の郷土芸能の継承に寄与しており、今後も継続していくことが適当である。 しかし、郷土芸能連絡協議会に加盟する各団体を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、各団体がこのまま取組を進めたとしても、構成員の高齢化や後継者不足などの課題を解決することは難しいものと思料する。 よって、今後は、本市の郷土芸能の活性化策について、市と郷土芸能連絡協議会が郷土芸能の育成という視点に立って共に検討していくことが肝要であり、市制施行５０周年や東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を迎える平成３２年を好機と捉え、郷土芸能団体が活躍する機会を創出するなど、広く市民に活動を周知するとともに、担い手の意欲を向上させる取組を継続的に実施していくことを求めたい。

第2号様式（第４条関係）

事　務　事　業　評　価　調　書

平成30年度行政評価（シート１）

所管部課名	教育部　文化振興課	作成日	平成30年7月20日	No.	11
作成責任者(課長)氏名	宮沢　聖和	作成者氏名	斎藤　太一	電話	652

事務事業名	成人式開催事業						
開始時期	□昭和 □平成	年　月	☑不詳	区分	□主要事業　□実施計画事業　☑その他		
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他	（　要項　）
						3	1：義務規定　2：できる規定 3：方法等の規定
	法令等の名称	平成３０年武蔵村山市成人式実施要項					
事務事業の種類	□法定受託事務　（　□第１号法定受託事務　□第２号法定受託事務　）						
	☑自治事務　（　□国庫補助対象　□都補助対象　☑市単独　）						
	補助の内容(補助率等)						
事務事業の概要	対象：何/誰に対して	新成人					
	手段(全体概要)：どういった方法（内容）で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	□直営　□委託　□市民協働・ボランティア　□補助・助成等　□その他（　）				
		成人の日に、市民会館大ホールを会場として成人式を開催する。 当日は、アトラクションとしてウインドアンサンブル（音楽団体）による演奏と恩師からのビデオレターを上映した後、式典を開催する。また、参加者には記念品として、村山大島紬の印鑑ケースを配布している。					
	意図：どのような状態にすることを目指すのか	成人を祝うとともに、自立した社会人としての意識の醸成を目的とする。					
	実施結果：どうなったのか (29年度実績)	平成３０年成人式 開催日：平成３０年１月８日（月） 対象者数：７４８人 参加者数：５３３人（参加率７１．３%）					
類似事業の有無	□あり	実施部課(団体)名					
	☑なし	類似事業名					
事業環境の変化	民法の成年年齢を２０歳から１８歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、平成３４年４月１日から施行されることから、実施方法等を検討する必要がある。						
他市等の状況	総論 ※２６市等の状況	26市全市が成人式を実施している。また、式典とアトラクションの2部構成で実施している市が多く、２６市中本市を含めた１０市が参加者に対して記念品を配布している（詳細は以下のとおり）。					
	記念品有（10市）	映画券（調布市）、USBメモリー（武蔵野市）、名刺入れ（福生市）、ボールペン（小金井市・西東京市・昭島市）、ミニタオル（日野市）、エコバック（町田市）、メッセージ集（あきる野市）					
	記念品無（16市）	八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、羽村市					
市民・議会等からの意見							

【評価指標】		指標名	単位	説明・計算式
活動指標	①	成人式対象者数	人	
	②			
成果指標	①	成人式参加者数	人	
	②	成人式参加率	%	

費用・成果の推移		平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算	備考
事業費(千円)		871	1,031	951	
	うち一般財源	871	1,031	951	
所要人員(人)		0.12	0.12	0.12	
総コスト(千円)		1,888	2,043	1,967	
活動指標	①	736 人	748 人	－ 人	
	②				
成果指標	①	550 人	533 人	－ 人	
	②	74.4 %	71.3 %	－ %	

（日本工業規格Ａ列4番）

一次評価		
必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 市が成人式を開催することは、市民の成人を祝うとともに、自立した社会人としての意識を醸成するために必要である。	
有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 過去５年間における出席率の平均は７０％を超えており、世代に応じた音楽の演奏や、恩師からのビデオレターにより、会場内は、毎年盛り上がりを見せていることから、効果的に実施できているものと思われる。	
手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	（説明）　☑見直しの余地はない（ほとんどない）　□見直しの余地がある 成人式には、新成人の門出を祝福する儀式として十分な意義があり、新成人を対象とした事業は他にはないことから、他の手段への切替えや、統合の余地はないと考える。 しかし、民法の成年年齢を２０歳から１８歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、平成３４年４月１日から施行されることから、実施方法等を検討する必要がある。	
効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	（説明）　□効率的である　☑非効率な点がある ウインドアンサンブルには謝礼等の支払いはなく、恩師からのビデオレターは事務局職員が作成していることから、費用はほとんど掛かっていない。 しかし、社会人となった際の使用頻度を考慮して、参加者に贈呈する記念品を、印鑑ケースよりも安価な名刺入れに変更することにより、費用対効果の向上は見込める。	
達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	（説明）　□目標以上　☑ほぼ目標どおり　□目標以下 毎年、滞りなく実施できており、また、平成２９年度の出席率７１．１％は、多摩２６市において５番目の出席率を誇ることから、目標水準は満たしている。	
公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	（説明）　☑適切である　□不適切な点がある 市内の新成人全員を対象に実施しており、記念品も同じものを配布していることから、公平性は保たれている。	
○廃止・休止した場合の影響 ☑影響は大きい　□影響は小さい □不明　□廃止不可能 （説明）※その影響等を具体的に記入 東京都内の全区市町村が成人式を実施していることから、本事業を廃止・休止した場合の影響は大きいものと思われる。	【今後の方向性】 □拡　充　□継　続　☑一部見直し □抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 成人式の過去５年間における出席率の平均は７０％を超えており、例年、会場内は盛り上がりを見せていることから、本事業は引き続き実施する必要がある。 しかし、社会人となった際の使用頻度を考慮し、参加者に対する記念品を印鑑ケースよりも安価な名刺入れに変更することにより、費用対効果が向上すると考える。	

二次評価	
【今後の方向性】 □拡　充　□継　続　☑一部見直し　□抜本的見直し　□廃止・休止 【総合的意見】 本事業は、成人の日に、市民会館（大ホール）を会場として成人式を開催するものであり、新成人の門出を祝福する儀式としての十分な意義が認められる。 しかしながら、民法の成年年齢を２０歳から１８歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、平成３４年４月１日に施行されることから、国においても開催時期や在り方等について検討が行われている。 また、多摩２６市においては、１６市が記念品を配布していないことから、記念品の見直しや廃止について検討する余地があると考えられる。 よって、今後は、国や他市の動向を注視した上で成人式の在り方等について検討していくことが肝要である。	

行政評価委員会意見	
本事業は、市民の成人を祝うとともに、自立した社会人としての意識を醸成する機会となっているため、今後も継続することが適当である。 しかし、民法の一部を改正する法律が成立し、平成３４年４月１日から成年年齢が１８歳に引き下げられることに伴い、国や他市等において、成人式の在り方について検討が行われている状況にある。 よって、当委員会としても二次評価と同様に国や他市等の動向を注視するとともに、記念品の見直しを含めて成人式の在り方を検討していくことが適当であると判断するが、検討に当たっては、ホームページ等を活用した意見の公募や、市内の小・中学生による討論会などを実施し、幅広く市民の声を取り入れていくことを求めたい。	

第１号様式（第４条関係）
平成30年度施策評価（シート１）

施　策　評　価　調　書

平成30年8月作成

統括課名	スポーツ振興 課	作成責任者(課長)氏名	指田　政明	No.	1-1
関連課	文化振興課、市民課			電話	654

施策名	スポーツ・レクリエーション活動の充実
総合計画の施策体系	第 ２ 章　安心していきいきと暮らせるまちづくり 第 ２ 節　健康・医療 └ ２　スポーツ・レクリエーション ⑴　スポーツ・レクリエーション活動の充実　※長期総合計画Ｐ６３ └ ①　地域スポーツの振興 ②　スポーツ事業の運営 ③　スポーツ団体等との連携 ④　市民ゆっ旅施設事業の推進
総合計画上の施策基本方針	市民が楽しみながら、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりを持てる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。
市民意識調査関連項目結果	問１２「生活環境の満足度（スポーツ・レクリエーション活動の場や機会）」 →どちらともいえない５６．３%、どちらかといえば満足２０．１%、どちらかといえば不満１１．４%、不満である３．５%、満足している３．４%(※無回答５．２%)

成果指標の推移

成果指標	現況値（年度）	H29年度達成値	目標値（年度）	備考
①健康でいきいきした心とからだをつくるための運動・スポーツ実施率	61.0%（H23）	６６.０%（H２８）	70.0%（H３２）	※①は成人の過去１年間のスポーツ実施率（スポーツ推進計画策定に係るアンケート調査結果に基づく値）
②スポーツ少年団登録団体数	－	１団体（H２９）	６団体（H３２）	
③総合型地域スポーツクラブ会員数	２３４人（H２６）	２９５人（H２９）	３６０人（H３２）	
④市民ゆっ旅施設事業の提携事業者数	３５事業者（H２６）	２９事業者（H２９）	４０事業者（H３２）	

施策を構成する事務事業等

事務事業、補助金等の名称	施策への貢献度	事業の優先度	今後の方向性
①　歩け歩け大会開催事業	高い	高い	継続
②　市民駅伝競走大会開催事業	高い	高い	継続
③　スポーツ都市宣言記念事業	高い	高い	継続
④　少年少女スポーツ大会開催事業	高い	高い	継続
⑤　総合体育館及び体育施設運営事業	高い	高い	継続
⑥　東京経済大学屋内プール運営事業	やや高い	やや高い	継続
⑦　地区ふれあいスポレク大会交付金	やや高い	やや高い	見直し
⑧　地区スポーツ協力員連絡会交付金	高い	高い	継続
⑨　社会体育団体補助金	やや高い	やや高い	見直し
⑩　総合型地域スポーツクラブ運営補助金	やや高い	やや高い	継続
⑪　スポーツ少年団運営支援補助金	やや高い	やや高い	継続
⑫　全国大会等出場者補助金	やや低い	やや低い	継続
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			

※備考

（日本工業規格Ａ列4番）

一次評価	①【施策を取り巻く環境及びその変化】 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を２年後に控え、東京都内で様々なイベントが開催されるなど、スポーツ・レクリエーションに関する注目が集まるとともに、市民のニーズも拡大、多様化している。 スポーツ・レクリエーションに親しむことは、体力の向上、精神的なストレスの解消といった心身の両面にわたる健康の保持増進や地域コミュニティの活性化などに繋がることから、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境の整備が求められている。
	②【これまでの事務事業、補助金等の見直し状況】 「全国大会等出場者補助金」については、平成２８年度に行政評価委員会から付された補助対象及び基準を明確にすべきという意見に基づき、補助対象者については、本市に活動の拠点を置いている者（団体）とし、補助基準については本補助金と同種の補助が行われる場合には交付の対象としないよう見直している。
	③【新規事業の予定、検討状況】 平成３２年（２０２０年）には、市制施行５０周年を迎えることから、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施する「宝くじスポーツフェア」の対象事業となるよう、ラジオ体操事業やバレーボル大会開催事業を開催していくことを予定している。 また、同年には東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、今後、開催１年前を記念したイベントの実施や、パブリックビューイングイベントの実施等を予定している。
	④【施策目標、成果指標等の達成に向けた今後の課題】 スポーツ実施率の向上には、普段スポーツを行わない人がスポーツを始める機会の拡充が必要となるため、体育協会等の市内スポーツ団体と連携したスポーツ事業の実施や普及啓発に努める必要がある。 また、スポーツを行っている市民が総合体育館、野球場、プール等のスポーツ施設を長期的かつ安全に使用できるようにするため、必要に応じて施設の改修、整備を行う必要がある。
	⑤【今後の見直し方針（投入する人員及び予算、施策を構成する事務事業等に見直しの余地はないか）】 「地区ふれあいスポレク大会」については、平成２８年度に行政評価委員会から高齢化等を理由として参加者の確保が難しくなっている現状を踏まえて、４地区ある開催会場の統合や、各地区の特性に合わせた事業内容への変更等を検討すべき旨の意見が付されているため、今後、開催地区の統合や大会運営等の委託を検討し、職員の負担軽減や予算の縮減を図る必要がある。 「社会体育団体補助金」については、平成２６年度に行政評価委員会から収入に占める補助金の割合が多い現状を踏まえて、自主財源の確保など、財源基盤の安定した組織体制を構築すべき旨の意見が付されているため、今後も、法人化における利点や課題を精査するなど、運営体制の強化に向けた検討を進めていく。
	⑥【総合的意見（今後の施策展開、方向性等）】 平成３２年（２０２０年）の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、東京都内で様々なイベントが開催されるなど、スポーツ・レクリエーションに関する注目が集まっている。 また、同年には市制施行５０周年を迎えるため、体育協会等の市内スポーツ団体と連携したスポーツ事業の実施や普及啓発、老朽化した施設の整備等を行うことにより、多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を創出し、市民の健康増進やスポーツ実施率の向上に努めていきたいと考える。

二次評価	【総合的意見（今後の施策展開、方向性等）】 多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を創出し、体力の向上や精神的なストレスの解消など、心身の健康の保持増進や地域コミュニティの活性化等を図ることは重要な施策であり、今後も継続することが適当である。 スポーツ・レクリエーションについては、市内４地区で開催している地区ふれあいスポレク大会において、各地区における参加者の確保が難しくなってきていることから、より多くの市民が参加することができる効果的な事業となるよう、開催地区の統合など、各地区の意見を踏まえて見直す必要がある。 また、本市のスポーツ振興を図る上では、スポーツ団体が多く加盟する武蔵村山市体育協会を財政基盤の安定した組織へと発展させていく必要があり、引き続き、同協会の法人化に向けた利点や課題を精査した上で、運営体制の強化に向けた取組を促していく必要がある。 さらに、公共施設予約システムについては、現行システムにおいて操作性や統計用データの抽出などに課題があるため、システム導入による効果を検証した上で、改善に向けた検討を進める必要がある。 なお、市民ゆっ旅施設事業については、民間事業者による安価な宿泊プランやツアーが企画され、利用者数が減少傾向にあり、本事業の必要性は低下しているため、廃止することが適当である。

行政評価委員会意見	本施策は、スポーツ・レクリエーション事業の拡充等を図るものであり、市民のスポーツ実施率の向上に寄与している。 他方、成果指標に掲げるスポーツ少年団の登録団体数が目標を大きく下回る１団体に留まっていることや、過去に当委員会から意見を付した社会教育団体補助金及び地区ふれあいスポレク大会交付金の見直しが行われていないことから、施策を構成する事務事業等については依然として課題が残る。 よって、今後は、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、市民のスポーツへの関心が高まっていることから、施策を構成する事務事業等が抱える課題を改めて精査した上で、効果的な見直しを行うことにより、施策を継続するだけでなく発展させていくことが肝要である。 なお、公共施設予約システムついては、導入から３年が経過し、操作性などの課題が浮き彫りになっている現状を踏まえ、合理的かつ効果的なシステム改修を行うことで市民への説明責任を果たす必要があり、また、市民ゆっ旅施設事業については一次評価及び二次評価と同様に廃止することが適当であると判断する。

●施策を構成する事務事業等の概要

①	事務事業等の名称			Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
	歩け歩け大会開催事業		事業費(千円)	156	172	350
			所要人員(人)	0.03	0.03	0.03
	開始年度	昭和　53　年　～	総コスト(千円)	410	425	604

事業内容（平成２９年度の活動状況）

市の魅力の発見や参加者同士の親睦を図るため、市内約9.5ｋｍをコースとする歩け歩け大会を開催する。
【コース】第一小学校（スタート）→日吉神社→横田児童遊園→七所神社→出会いの広場→六地蔵→猿久保→六道山公園→里山民家→総合体育館→管理事務所→出会いの広場→七所神社→横田児童遊園→横田トンネル→日吉神社→第一小学校(ゴール)
【過去３年間の参加者数】
平成２７年度：２３１人　平成２８年度：２５１人　平成２９年度：２４８人

【今後の方向性】　⇒　継続

理由等：年齢を問わず幼児から高齢者までが広く参加でき、市民のスポーツ活動の一助となっている事業であるため。

行政評価会議からの意見		行政評価委員会からの意見	
有□　無☑		有□　無☑	

②	事務事業等の名称			Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
	市民駅伝競走大会開催事業		事業費(千円)	3,819	4,592	4,903
			所要人員(人)	0.1	0.15	0.15
	開始年度	昭和　48　年　～	総コスト(千円)	4,666	5,857	6,173

事業内容（平成２９年度の活動状況）

総合体育館前をスタート及びゴールとし、市内６区間１４．８７ｋｍをコースとして駅伝競走大会を開催するものであり、平成２９年度は一般、地域、女子、中学生男子、中学生女子、小学生の各部と栄村や横田基地の特別参加チームが参加した。
【平成２９年度】
開催日：１２月１０日（日）　参加数：１４７チーム

【今後の方向性】　⇒　継続

理由等：市民駅伝競走大会は、市のスポーツ事業の中でも大きな大会であるとともに、毎年恒例の事業となっていることから、市民の大会に対する期待が高いため。

行政評価会議からの意見		行政評価委員会からの意見	
有□　無☑		有□　無☑	

③	事務事業等の名称			Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
	スポーツ都市宣言記念事業		事業費(千円)	606	603	640
			所要人員(人)	0.03	0.03	0.03
	開始年度	平成　27　年　～	総コスト(千円)	860	856	894

事業内容（平成２９年度の活動状況）

「２０１４武蔵村山市スポーツ都市宣言」を記念し、誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、毎年、オリンピアンなど有名なスポーツ選手を講師に招いた講演会やスポーツ教室を開催する。
【平成２９年度】
開催日：10月1日（日）
参加者：講演会１０５人、陸上教室137人（延べ２４２人）

【今後の方向性】　⇒　継続

理由等：本市では、平成26年10月5日にスポーツ都市宣言を行っており、スポーツ都市宣言記念事業として、毎年、オリンピアンなど有名なスポーツ選手を講師に招いた講演会やスポーツ教室を行っている。
平成２９年度は、スポーツの基本とも言える「走る」をテーマにした講演会及び陸上教室を開催し、延べ２４２人に参加いただいており、市民のスポーツ活動や競技力の向上に寄与しているため。

行政評価会議からの意見		行政評価委員会からの意見	
有□　無☑		有□　無☑	

④	事務事業等の名称		Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
少年少女スポーツ大会開催事業		事業費(千円)	4,070	4,863	2,574
		所要人員(人)	0.1	0.1	0.1
開始年度	昭和　46　年　～	総コスト(千円)	4,917	5,706	3,421

事業内容 (平成２９年度の活動状況)	子どもたちがスポーツに親しむ機会を提供するため、市内小学校に通う児童等を対象にスポーツ大会を開催する。 【平成２９年度開催事業及び参加者数】 ①村山っ子相撲大会　197人　②少年野球大会　246人　③サッカー大会　335人 ④ドッジボール大会　1,042人　⑤少年古希軟式野球チーム親善試合　341人
【今後の方向性】　⇒　継続	
理由等	子どもたちがスポーツに親しむ機会を提供するものであり、子どもたちの体力向上に寄与するため。

行政評価会議からの意見		行政評価委員会からの意見	
有□　無☑		有□　無☑	

⑤	事務事業等の名称		Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
総合体育館及び体育施設運営事業		事業費(千円)	79,882	79,349	83,464
		所要人員(人)	0.01	0.01	0.01
開始年度	平成　20　年　～	総コスト(千円)	79,967	79,433	83,549

事業内容 (平成２９年度の活動状況)	総合体育館及び体育施設において、指定管理者が自主事業を実施する。 【平成２９年度実施事業及び参加者数】 ・自由参加教室「楽らクラブ」：　９事業、　３２６回実施、延べ参加人数１７，１２４人 ・ステップアップ教室　：４６事業、１，６３７回実施、延べ参加人数１３，６２２人 ・イベント事業　：　６事業、　３９回実施、延べ参加人数　１，５２７人
【今後の方向性】　⇒　継続	
理由等	指定管理者が行う各種自主事業には、多くの市民が参加しており、市民のスポーツを行う機会の提供と体力の向上が図られているため。

行政評価会議からの意見		行政評価委員会からの意見	
有□　無☑		有□　無☑	

⑥	事務事業等の名称		Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
東京経済大学屋内プール運営事業		事業費(千円)	2,306	2,284	2,368
		所要人員(人)	0.01	0.01	0.01
開始年度	平成　21　年　～	総コスト(千円)	2,391	2,368	2,453

事業内容 (平成２９年度の活動状況)	5月から10月までの日曜及び祝日に小学生以上の市民を対象として、東京経済大学武蔵村山キャンパスの屋内プールを開放する。 【平成２９年度開放日及び利用者数】 開放日：平成29年5月7日（日）から平成29年10月29日（日）までの日曜日及び祝日 利用者：市民1,272人（大人473人・子供、高齢者799） 予算内訳：東京経済大学屋内プール運営委託料1,６９３，４４０円 東京経済大学屋内プール借上料　５８９，６８０円
【今後の方向性】　⇒　継続	
理由等	東京経済大学武蔵村山キャンパスの屋内プールは、5月から10月までの日曜及び祝日に開放しており、市営プール（野山北公園プール）の開設期間以外にも市民が利用ができるプールとして、市民のスポーツ活動の一助となっているため。

行政評価会議からの意見		行政評価委員会からの意見	
有□　無☑		有□　無☑	

⑦

事務事業等の名称			Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
地区ふれあいスポレク大会交付金		事業費(千円)	2,561	2,410	2,576
		所要人員(人)	0.1	0.1	0.1
開始年度	平成　18　年　～	総コスト(千円)	3,408	3,253	3,423

事業内容 (平成２９年度の活動状況)	教育委員会が主催する地区ふれあいスポレク大会は、スポーツ・レクリエーションを通じて市民相互の融和と親睦を深め、健康な心身を培うことを目的に市内４地区で開催する。 自治会長やスポーツ推進委員などで構成される各地区の実行委員会は、市から交付金の交付を受け、大会の企画・運営を行う。 平成２９年度は雨天のため中止。
【今後の方向性】　⇒　見直し	
理由等	市内4地区で開催しているが、高齢化等により参加者数が減少している地区も見受けられる。現在も自治会に加入している市民だけでなく、自治会未加入の市民も参加できる内容で開催をしているが、参加者の多くは自治会に加入している市民であるため、参加者の拡大を図る必要がある。 また、自治会を中心に大会を運営しているが、負担が大きいという意見も挙がっていることから、市民の負担を軽減する見直しを行う必要があり、会場の統合や交付金の見直しについて、参加者等の意見を聴取した上で検討していく必要がある。

行政評価会議からの意見 有☑　無□	自治会加入率の低下や高齢化に伴い、各地区における参加者の確保は難しくなっていることから、より効果的な事業となるよう、開催地区や参加者等について、各地区の意見を踏まえた上で見直していくことが肝要である。	行政評価委員会からの意見 有☑　無□	過去に当委員会から付した意見を踏まえ、効果的な事業へと見直していくことが肝要である。なお、見直しに当たっては、各地区が抱える課題の解決に向けた支援体制を構築するなど、より多くの市民がスポーツに親しむことができるよう、創意工夫していくことを求めたい。

⑧

事務事業等の名称			Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
地区スポーツ協力員連絡会交付金		事業費(千円)	960	960	968
		所要人員(人)	0.1	0.1	0.1
開始年度	昭和　52　年　～	総コスト(千円)	1,807	1,803	1,815

事業内容 (平成２９年度の活動状況)	事業の充実を図り、もって市民の健康と体力の増進を図ることを目的として、武蔵村山市地区スポーツ協力員連絡会が市民を対象に実施するスポーツ大会等の事業に対し、地区スポーツ協力員連絡会交付金を交付する。
【今後の方向性】　⇒　継続	
理由等	スポーツ協力員制度は本市独自の制度であるが、地区の実情に即したスポーツ大会等の開催により、地域住民がスポーツ・レクリエーション活動を行う機会が提供され、更には地域の親睦、交流も図られているため。

行政評価会議からの意見 有□　無☑		行政評価委員会からの意見 有□　無☑	

⑨

事務事業等の名称			Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
社会体育団体補助金		事業費(千円)	4,544	4,544	4,544
		所要人員(人)	0.01	0.01	0.01
開始年度	昭和　42　年　～	総コスト(千円)	4,629	4,628	4,629

事業内容 (平成２９年度の活動状況)	本市におけるスポーツの振興を図ることを目的として、社会体育団体（武蔵村山市体育協会）が行うスポーツ振興事業に対し補助金を交付する。
【今後の方向性】　⇒　見直し	
理由等	武蔵村山市体育協会は、総合体育大会を開催し市民のスポーツ活動を推進しているほか、市のスポーツ団体の多くが加盟しており、本市のスポーツを振興する上で果たす役割は非常に大きい。 しかしながら、平成２６年度行政評価委員会から収入に占める補助金の割合が多い現状を踏まえて、自主財源の確保など、財源基盤の安定した組織体制を構築すべき旨の意見が付されているため、今後も、法人化における利点や課題を精査するなど、運営体制の強化に向けた取組を進めていく。

行政評価会議からの意見 有☑　無□	収入に占める補助金の割合が高いことから、補助金への依存割合の低減を図る必要があり、財政基盤の安定した組織体制を構築していくために、引き続き、法人化に向けた利点や課題を精査した上で、運営体制の強化に向けた取組を促していく必要がある。	行政評価委員会からの意見 有☑　無□	過去に当委員会から付した意見を踏まえ、引き続き武蔵村山市体育協会の法人化を促していくことが肝要である。なお、法人化に当たっては、財務面及び税務面の適正化に向けた管理体制の構築について、併せて検討することを求めたい。

⑩	事務事業等の名称			Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
	総合型地域スポーツクラブ運営補助金		事業費(千円)	600	600	600
			所要人員(人)	0.01	0.01	0.01
	開始年度	平成　25　年　～	総コスト(千円)	685	684	685
	事業内容 (平成２９年度の活動状況)	本市におけるスポーツの振興を図ることを目的として、総合型地域スポーツクラブ「よってかっしぇクラブ」の運営を補助する。 なお、当該クラブは、地域住民が主体的に運営し、子ども、高齢者、障害者等の誰もが身近にスポーツを親しみ、交流が図れる新たなコミュニティとして活動を行っている。各種スポーツ教室、文化活動、イベント事業を開催しているほか、市主催事業にも積極的に参加をしている。				
	【今後の方向性】　⇒　継続					
	理由等	よってかっしぇクラブの設立には市が関与しており、当該クラブは会費や教室参加費の徴収など自主財源の確保にも努めているが、運営が安定するまでは市補助金による運営補助が必要である。				

行政評価会議からの意見		行政評価委員会からの意見	
有□　無☑		有□　無☑	

⑪	事務事業等の名称			Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
	スポーツ少年団運営支援補助金		事業費(千円)	140	370	510
			所要人員(人)	0.01	0.01	0.01
	開始年度	平成　27　年　～	総コスト(千円)	225	454	595
	事業内容 (平成２９年度の活動状況)	武蔵村山市スポーツ少年団の運営の安定を図り、もって武蔵村山市におけるスポーツの振興及び青少年の心身の健全な育成に寄与することを目的として補助金を交付する。 平成２９年度には少年団本部主催により、元日本代表を講師に招いたバスケットボール講習会を開催し、団員の技術の向上にも努めた。 なお、現在、登録団体は１団体であるが、少年団の規模拡大に向けて各種ジュニア団体と調整を進めている。				
	【今後の方向性】　⇒　継続					
	理由等	スポーツ少年団は、青少年の健全育成に寄与することを目的として平成27年度に市が関与して設立した経緯があり、市補助金は、スポーツ少年団の登録料や大会出場費、指導者育成に要する経費などに活用されていることから、継続すべきである。				

行政評価会議からの意見		行政評価委員会からの意見	
有□　無☑		有☑　無□	現在、登録団体数は１団体であり、目標とする６団体を大きく下回っている。また、児童・生徒にはクラブ活動など、スポーツを実施する機会が既に確保されていることを考慮すれば、今後も大幅な増加は見込めないものと思料する。よって、本事業の必要性を改めて検討していくことが肝要である。

⑫	事務事業等の名称			Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
	全国大会等出場者補助金		事業費(千円)	248	0	180
			所要人員(人)	0.01	0.01	0.01
	開始年度	平成　8　年　～	総コスト(千円)	333	84	265
	事業内容 (平成２９年度の活動状況)	市民のスポーツ、文化活動等の振興を図るため、武蔵村山市で活動し、かつ全国大会等に出場することとなったものに対して補助金を交付する。 【過去３年間の補助実績】 平成２９年度：実績なし 平成２８年度：４件（団体２件、個人２件） 平成２７年度：６件（団体２件、個人４件）				
	【今後の方向性】　⇒　継続					
	理由等	全国大会に出場する際に必要となる交通費及び宿泊費の一部を補助するものであり、市民のスポーツ、文化活動等の振興に寄与するため。				

行政評価会議からの意見		行政評価委員会からの意見	
有□　無☑		有□　無☑	

第１号様式（第４条関係）
平成30年度施策評価（シート１）

施　策　評　価　調　書

平成30年8月作成

統括課名	文化振興 課	作成責任者(課長)氏名	宮沢　聖和	No.	1-2
関連課	スポーツ振興課、市民課			電話	651

施策名	スポーツ・レクリエーション活動の充実
総合計画の施策体系	第２章　安心していきいきと暮らせるまちづくり 第２節　健康・医療 └２　スポーツ・レクリエーション ⑴　スポーツ・レクリエーション活動の充実　※長期総合計画Ｐ６３ └①　地域スポーツの振興 ②　スポーツ事業の運営 ③　スポーツ団体等との連携 ④　市民ゆっ旅施設事業の推進
総合計画上の施策基本方針	市民が楽しみながら、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりを持てる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。
市民意識調査関連項目結果	問１２「生活環境の満足度（スポーツ・レクリエーション活動の場や機会）」 →どちらともいえない５６．３%、どちらかといえば満足２０．１%、どちらかといえば不満１１．４%、不満である３．５%、満足している３．４%(※無回答５．２%)

成果指標の推移

成果指標	現況値（年度）	H29年度達成値	目標値（年度）	備考
①健康でいきいきした心とからだをつくるための運動・スポーツ実施率	61.0%（H23）	６６.０%（H２８）	70.0%（H３２）	※①は成人の過去１年間のスポーツ実施率（スポーツ推進計画策定に係るアンケート調査結果に基づく値）
②スポーツ少年団登録団体数	－	１団体（H２９）	６団体（H３２）	
③総合型地域スポーツクラブ会員数	２３４人（H２６）	２９５人（H２９）	３６０人（H３２）	
④市民ゆっ旅施設事業の提携事業者数	３５事業者（H２６）	２９事業者（H２９）	４０事業者（H３２）	

施策を構成する事務事業等

事務事業、補助金等の名称	施策への貢献度	事業の優先度	今後の方向性
①　公共施設予約システムの運用	やや高い	やや高い	見直し
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			

※備考

（日本工業規格Ａ列4番）

一次評価	①【施策を取り巻く環境及びその変化】 受益者負担の適正化の一環として行われた公の施設使用料の見直しに合わせて、利用者の利便性を向上させる観点から公共施設予約システムを導入した。 当該システムを導入したことにより、利用者の自宅等から公共施設の利用予約が可能となるなど、利便性が向上する一方で、当該システムの操作方法等に関する問合せや改善の要望が寄せられるなど、新たな課題も発生している。 ②【これまでの事務事業、補助金等の見直し状況】 特になし ③【新規事業の予定、検討状況】 新規事業の検討は行っていない。 ④【施策目標、成果指標等の達成に向けた今後の課題】 市民がスポーツ・レクリエーションを行う上で、会場となる公共施設の確保は重要である。 このことから、システム管理者として、公共施設予約システムの利便性の向上を図るとともに、統計資料等のデータ抽出に関するシステム等を構築していく必要がある。 ⑤【今後の見直し方針（投入する人員及び予算、施策を構成する事務事業等に見直しの余地はないか）】 公共施設予約システムの契約期間は、平成２７年１０月から平成３２年９月までの５年間である。 このことから、平成３０年度末までに、関係各課を交えて現在のシステムの診断及び評価を行う。その後、平成３１年度にシステムの改修に関する検討、計画、精査等を行い、平成３２年９月の次期契約に向け業者選定を実施する。 ⑥【総合的意見（今後の施策展開、方向性等）】 公共施設予約システムは、受益者負担の適正化の一環として行われた公の施設使用料の見直しに合わせて導入したものであり、利用者の利便性を向上させるとともに、事務処理の簡素化を図るものである。 しかしながら、導入から２年が経過し、当該システムの操作性や統計用データの抽出等には改善の余地が見られるなど、新たな課題も発生している。 このことから、公共施設予約システムの利便性の向上や、データ集計等を効率よく実施できるシステムへと改修するために、関係各課を交えて現在のシステムの診断及び評価を行った上で次期業者を選定していく必要がある。

二次評価	【総合的意見（今後の施策展開、方向性等）】 多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を創出し、体力の向上や精神的なストレスの解消など、心身の健康の保持増進や地域コミュニティの活性化等を図ることは重要な施策であり、今後も継続することが適当である。 スポーツ・レクリエーションについては、市内４地区で開催している地区ふれあいスポレク大会において、各地区における参加者の確保が難しくなってきていることから、より多くの市民が参加することができる効果的な事業となるよう、開催地区の統合など、各地区の意見を踏まえて見直す必要がある。 また、本市のスポーツ振興を図る上では、スポーツ団体が多く加盟する武蔵村山市体育協会を財政基盤の安定した組織へと発展させていく必要があり、引き続き、同協会の法人化に向けた利点や課題を精査した上で、運営体制の強化に向けた取組を促していく必要がある。 さらに、公共施設予約システムについては、現行システムにおいて操作性や統計用データの抽出などに課題があるため、システム導入による効果を検証した上で、改善に向けた検討を進める必要がある。 なお、市民ゆっ旅施設事業については、民間事業者による安価な宿泊プランやツアーが企画され、利用者数が減少傾向にあり、本事業の必要性は低下しているため、廃止することが適当である。

行政評価委員会意見	本施策は、スポーツ・レクリエーション事業の拡充等を図るものであり、市民のスポーツ実施率の向上に寄与している。 他方、成果指標に掲げるスポーツ少年団の登録団体数が目標を大きく下回る１団体に留まっていることや、過去に当委員会から意見を付した社会教育団体補助金及び地区ふれあいスポレク大会交付金の見直しが行われていないことから、施策を構成する事務事業等については依然として課題が残る。 よって、今後は、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、市民のスポーツへの関心が高まっていることから、施策を構成する事務事業等が抱える課題を改めて精査した上で、効果的な見直しを行うことにより、施策を継続するだけでなく発展させていくことが肝要である。 なお、公共施設予約システムついては、導入から３年が経過し、操作性などの課題が浮き彫りになっている現状を踏まえ、合理的かつ効果的なシステム改修を行うことで市民への説明責任を果たす必要があり、また、市民ゆっ旅施設事業については一次評価及び二次評価と同様に廃止することが適当であると判断する。

●施策を構成する事務事業等の概要

①	事務事業等の名称			Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
	公共施設予約システムの運用		事業費(千円)	8,104	6,203	6,201
			所要人員(人)	0.26	0.13	0.13
	開始年度	平成　28　年　～	総コスト(千円)	10,307	7,300	7,302
	事業内容 (平成２９年度の活動状況)	受益者負担の適正化の一環として行われた公の施設使用料の見直しに合わせて、利用者の利便性を向上させる観点から導入した公共施設予約システムを運用する。 現行システムの契約期間は、平成２７年１０月から平成３２年９月までの５年間である。 【平成２９年度利用実績】（総合体育館など体育施設の予約システム利用分について） 登録団体数：675団体（個人含む）　利用件数：14,635件				
	【今後の方向性】　⇒　見直し					
	理由等	公共施設予約システムの操作方法等に関する問合せや改善の要望が寄せられるなどの課題が発生していることから、更なる利便性の向上や、データ集計等を効率よく実施できるシステムへと改修するために、関係各課を交えて現在のシステムの診断及び評価を行うなど、次回の更新に向けて検討を進める必要がある。				

行政評価会議からの意見 有☑　無☐	現行システムには操作性や統計用データの抽出等に改善の余地があるため、次回の更新に向けて課題を精査し、改善に向けた検討を進める必要がある。 また、現行システムの導入による効果を把握するため、導入前後の利用状況を比較検証することが肝要である。	行政評価委員会からの意見 有☑　無☐	現行システムの導入から３年が経過し、操作性等の課題が浮き彫りとなっている現状を踏まえれば、今後、機能を改善していく必要がある。なお、改善に当たっては、合理的かつ効果的なシステム改修を行うことにより市民への説明責任を果たしていくことを求めたい。

第１号様式（第４条関係）
平成30年度施策評価（シート１）

施　策　評　価　調　書

平成30年8月作成

統括課名	市民 課	作成責任者(課長)氏名	木村　朋子	No.	1-3
関連課	スポーツ振興課、文化振興課			電話	141

施策名	スポーツ・レクリエーション活動の充実
総合計画の施策体系	第 ２ 章　安心していきいきと暮らせるまちづくり 第 ２ 節　健康・医療 └ ２　スポーツ・レクリエーション ⑴　スポーツ・レクリエーション活動の充実　※長期総合計画Ｐ６３ └ ①　地域スポーツの振興 ②　スポーツ事業の運営 ③　スポーツ団体等との連携 ④　市民ゆっ旅施設事業の推進
総合計画上の施策基本方針	市民が楽しみながら、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりを持てる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。
市民意識調査関連項目結果	問１２「生活環境の満足度（スポーツ・レクリエーション活動の場や機会）」 →どちらともいえない５６．３%、どちらかといえば満足２０．１%、どちらかといえば不満１１．４%、不満である３．５%、満足している３．４%(※無回答５．２%)

成果指標の推移

成果指標	現況値（年度）	H29年度達成値	目標値（年度）	備考
①健康でいきいきした心とからだをつくるための運動・スポーツ実施率	61.0%（H23）	６６.０%（H２８）	70.0%（H３２）	※①は成人の過去１年間のスポーツ実施率（スポーツ推進計画策定に係るアンケート調査結果に基づく値）
②スポーツ少年団登録団体数	－	１団体（H２９）	６団体（H３２）	
③総合型地域スポーツクラブ会員数	２３４人（H２６）	２９５人（H２９）	３６０人（H３２）	
④市民ゆっ旅施設事業の提携事業者数	３５事業者（H２６）	２９事業者（H２９）	４０事業者（H３２）	

施策を構成する事務事業等

事務事業、補助金等の名称	施策への貢献度	事業の優先度	今後の方向性
①　市民ゆっ旅施設事業	低い	低い	廃止
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			

※備考

（日本工業規格Ａ列4番）

一次評価	①【施策を取り巻く環境及びその変化】 近年では、民間事業者による安価なツアー等が数多く企画されており、本事業の利用実績は著しく減少傾向にある。
	②【これまでの事務事業、補助金等の見直し状況】 宿泊施設の利用実績が特に減少傾向にあったことから、実施要綱を改正し、平成３０年度からは日帰り温泉施設のみを協定事業者とし、事業を縮小させた。
	③【新規事業の予定、検討状況】 新規事業の検討は行っていない。
	④【施策目標、成果指標等の達成に向けた今後の課題】 特になし
	⑤【今後の見直し方針（投入する人員及び予算、施策を構成する事務事業等に見直しの余地はないか）】 利用実績が減少傾向にあり、本事業の必要性は極めて低いといえることから、平成３０年度末をもって本事業を廃止する予定である。
	⑥【総合的意見（今後の施策展開、方向性等）】 利用実績が減少傾向にあり、本事業の必要性は極めて低いといえることや、平成２８年度の行政評価で廃止が適当と評価されていることから、本事業を廃止することが適当である。

一次評価	【総合的意見（今後の施策展開、方向性等）】 多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を創出し、体力の向上や精神的なストレスの解消など、心身の健康の保持増進や地域コミュニティの活性化等を図ることは重要な施策であり、今後も継続することが適当である。 スポーツ・レクリエーションについては、市内４地区で開催している地区ふれあいスポレク大会において、各地区における参加者の確保が難しくなってきていることから、より多くの市民が参加することができる効果的な事業となるよう、開催地区の統合など、各地区の意見を踏まえて見直す必要がある。 また、本市のスポーツ振興を図る上では、スポーツ団体が多く加盟する武蔵村山市体育協会を財政基盤の安定した組織へと発展させていく必要があり、引き続き、同協会の法人化に向けた利点や課題を精査した上で、運営体制の強化に向けた取組を促していく必要がある。 さらに、公共施設予約システムについては、現行システムにおいて操作性や統計用データの抽出などに課題があるため、システム導入による効果を検証した上で、改善に向けた検討を進める必要がある。 なお、市民ゆっ旅施設事業については、民間事業者による安価な宿泊プランやツアーが企画され、利用者数が減少傾向にあり、本事業の必要性は低下しているため、廃止することが適当である。

行政評価委員会意見	本施策は、スポーツ・レクリエーション事業の拡充等を図るものであり、市民のスポーツ実施率の向上に寄与している。 他方、成果指標に掲げるスポーツ少年団の登録団体数が目標を大きく下回る１団体に留まっていることや、過去に当委員会から意見を付した社会教育団体補助金及び地区ふれあいスポレク大会交付金の見直しが行われていないことから、施策を構成する事務事業等については依然として課題が残る。 よって、今後は、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、市民のスポーツへの関心が高まっていることから、施策を構成する事務事業等が抱える課題を改めて精査した上で、効果的な見直しを行うことにより、施策を継続するだけでなく発展させていくことが肝要である。 なお、公共施設予約システムついては、導入から３年が経過し、操作性などの課題が浮き彫りになっている現状を踏まえ、合理的かつ効果的なシステム改修を行うことで市民への説明責任を果たす必要があり、また、市民ゆっ旅施設事業については一次評価及び二次評価と同様に廃止することが適当であると判断する。

●施策を構成する事務事業等の概要

①	事務事業等の名称			Ｈ２８年度決算	Ｈ２９年度決算	Ｈ３０年度予算
	市民ゆっ旅施設事業		事業費(千円)	4	0	7
			所要人員(人)	0.02	0.02	0.02
	開始年度	平成　26　年　～	総コスト(千円)	173	169	176

事業内容 (平成２９年度の活動状況)	「武蔵村山市民ゆっ旅カード」の交付を受けた市民が、宿泊施設等の協定事業者にカードを提示することにより当該施設の利用料金等の割引を受けられるものである。 ・ゆっ旅カード新規交付件数：８２件 ・宿泊施設等との協定件数：２９件 ・協定宿泊施設等の利用件数：３２件
【今後の方向性】　⇒　廃止	
理由等	近年では、民間事業者による安価なツアー等が数多く企画されており、本事業の利用実績は著しく減少傾向にあることから、本事業の必要性は極めて低いと考えられるため。

行政評価会議からの意見	民間事業者による安価な宿泊プランやツアーが企画され、利用者数が減少傾向にあり、本事業の必要性は低下しているため、廃止することが適当である。	行政評価委員会からの意見	利用者数が減少傾向にあることや、実施方法に見直しの余地がないことを考慮すれば、一次評価及び二次評価のとおり廃止することが適当である。
有☑　無☐		有☑　無☐	